

ドイツ

- I. 2002年の動向
- II. 労働時間
- III. 賃金
- IV. 労働行政
- V. 労使関係

1. 国名	ドイツ連邦共和国 Federal Republic of Germany
2. 人口	8244万人(2001年)
3. 実質経済成長率	0.2%(2001年)
4. GDP	2兆630億ユーロ、1兆8461億ドル(2001年)
5. 1人当たりGDP	2万2427ドル(2001年)
6. 労働力人口	3860万9000人(2002年)
7. 失業率	8.2%(2002年)
8. 日本の直接投資額	523億円(2001年度)
9. 日本の直接投資件数	32件(2001年度)
10. 在留邦人数	2万6402人(2001年10月)

I. 2002年の動向

2002年の労働市場は低迷する景気動向の影響を受け、過去12カ月間の国内総生産(GDP)における実質経済成長率は、わずか0.2%であった。これは「危機の年」といわれた1993年以来、最低の成長率であり、不況の厳しさを物語るものである。前年の2001年においても、経済活動は世界規模の成長鈍化を受け、実質経済成長率はすでに0.6%に冷え込んでいた。

こうした背景の下、もともと厳しい労働市場がさらに悪化したことは、驚くに値しない。労働力人口は1997年以降2002年に先立つ数年間、合計ではほぼ170万人増加、または4.6%の上昇を示していたが、2002年は0.6%の低下で3860万9000人となった。被雇用者人口も0.8%低下して3451万1000人となった。これに対して、雇用者人口は0.4%上昇し、409万8000人となった。しかし、2000年の各人口の前年比成長率はそれぞれ1.6%と2.6%であった。

経済全体としては厳しい雇用状況にあるものの、これはすべての経済分野に当てはまるわけではない。全分野の雇用が低迷するなか、金融、賃貸、法人サービスの分野、並びに公共・民間サービスの分野では引き続き伸びを示しているが、両分野における雇用の上昇率は

前年比で低下している。これら2つの分野の就労者数は全労働力人口の44%近くを占める。雇用の落ち込みは建設業で最も大きく、6.4%の低下となっている。2001年には、すでに同分野での雇用は6.2%減少していた。建設業においては2年間で8人に1人が職を失った。製造業の就労者数は労働力人口のほぼ5分の1を占めるが、この分野においても、雇用は過去2年間に増加した後、2002年に再び減少に転じた(-2.2%)。特に東独地域では同分野の失業が非常に高い傾向にある。

若年者の就職者数が中高年者の離職者数を上回るものの、過去数年間に比べ、就労希望者数は緩やかな伸びを示している。人口減少(-16万1000人)は、女性の就労率の増加、並びに農村部から都市部への人口移動(+26万5000人)と通勤効果の増大により埋め合わされ、都市部の潜在労働力人口は10万5000人増加して4525万人になっている。

1. 労働生産性

1995年の就労者1人当たりの国内総生産として算出した労働生産性は、2002年は1.3%で経済成長率を大幅に上回った。この上昇率は長年維持されてきた約2%という数値よりかなり低いものの、景気後退を考慮すれば堅調であるといえる。製造業では2.5%の上昇率が見られ

た。2001年の1.5%強の増加と比べれば、わずかながらも加速しているといえる。

2. 失業

就労人口の減少により、年間平均失業者数は1997年以降初めて、20万8700人増加し、406万人となった。民間部門の失業率は、2001年の9.4%から2002年は9.8%へと増加した。欧州連合(EU)標準の失業率は8.2%である。東独地域では失業率は18%で、西独地域(7.9%)の2倍以上に当たる。この大きな失業率格差は、ドイツ再統一の問題が未だに解消していないことを物語っている。平均失業期間はほとんど変わらず、ほぼ34週間である。

失業の及ぼす影響は、失業者グループにより異なる。

- 男性の失業率は11.3%で、今や女性の失業率(10.3%)を上回るものとなった。これには、男性就労者数が高い分野(建設業等)が不況に陥り、サービス業の大部分で雇用が拡大し続けているという背景がある。
- 最近の調査結果によれば、2000年の未熟練労働者の失業率は22.2%で、正規(義務)教育を修了した者の8.1%と対比できる。
- 25歳未満の若年者失業率は9.7%に増加しているが、労働力人口全体の失業率10.8%は下回っている注)。
- 中高年者の失業率が15%と大幅に減少したのは、早期退職勧奨制度の利用が増えていることが決定的な理由として挙げられる。2002年の9月末時点(最新データ)の55~60歳未満人口の失業率は、全年齢層の失業率12.5%に対して17.7%であった。
- 外国人労働者の失業率はドイツ人労働者の失業率(10.2%)と比較すると、ほぼ倍(19.1%)の高さにある。
- 長期失業率が再び増加しているのは東独地域のみで、長期失業率の伸びは失業率全体の伸びよりも緩やかなものである。失業者の3分の1(32.4%)は1年以上失業状態にある。

II. 労働時間

2002年、全経済的な雇用規模が0.6%縮小して以来、労働需要の落ち込みは予測されていた。仮に雇用者数が増加したとするならば、それは時間外労働の減少と、パートタイム労働の拡大によるものであろう。実質平均労働時間の短縮により、雇用の推移がさらに厳しい状況に向かうことが避けられた。

実質平均労働時間の短縮に、2001年から施行される「パートタイム労働者および有期雇用契約に関する法律」がどのような役割を果たしたかは、まだ分からない。同法は、被雇用者がフルタイム労働からパートタイム労働へ移る機会を拡大するものとなった。

実質平均労働時間の短縮は、すでに1992年から始まっている。それ以来、労働者1人当たりの年間就業時間数は1491時間から1361時間へと130時間(8.7%)減少している。実質労働時間の短縮が雇用の安定に貢献していることは軽視できない。

III. 賃金

1. 所得と単位賃金コスト

労働者の所得(給与賃金総額)は2002年には平均1.7%上昇した。2001年の所得上昇率は1.9%であった。さらに、実質労働時間の減少により、労働者の時間当たりの報酬は平均2.3%上昇した。この伸びは経済分野によって幅があり、建設業では3%、金融、賃貸、法人サービス部門では2.1%であった。

価格動向並びに国際競争力にとっては、単位賃金コストの推移が重要となる。単位賃金コストは2002年には0.9%上昇しており、これは労働生産性(1995年の就労者1人当たりの国内総生産)と関係のある賃金コスト(就労者1人当たりの報酬)で算出している。製造業は、その他の経済部門と比較して特に激しい国際競争にさらされており、単位賃金コストは0.1%とごくわずかしこ上昇していない。

2. 賃金政策

賃金協約は以下のとおり。合意内容はたいいていの分野で、最初の数カ月は賃上げを行わないか、一律の1回払いで合意するという点で際立っている。さらに合意賃金の有効期間は12カ月から24カ月までと、様々である。

2002年の賃金協約による基本賃金・給与は、前年比で2.7%上昇した。東独地域の賃金上昇率は2.9%で、西独地域の2.6%より高くなっている。労働組合による賃金政策はようやく、物価上昇率(1.3%)の埋め合わせのみならず協約賃金の実質的上昇をも再び保証することに成功した。約2.6%の、賃金に充当する予定の予備費(労働生産性+1.3%、価格+1.3%)が消化し尽くされた。2001年の賃金上昇率は2.1%であった。

しかし、多くの事業体で協約による賃金上昇が賃金ドリフトにより部分的に差引勘定されたため、実質総所得がこれと同規模で上昇するわけではない。

年間の賃金上昇率が最も大きい原料財・生産財の分野や投資財の分野では3.2%であった。これに消費財部門(2.8%)、商業部門(2.7%)、および食料品・嗜好品部門(2.6%)が続いた。エネルギー・水道供給、鉱山業、交通および通信、金融・保険業、並びに非営利目的の民間サービスの諸分野はそれぞれ2.4%であった。造園業、農林業の分野の賃金上昇率は2.3%で、続いて地方公共団体、社会保障関係機関が2.1%、建設業が1.8%の上昇率であった。

東独地域では西独地域の賃金水準の対前年分と比較すると0.5ポイント上昇した。2002年末の東西の賃金水準は、前年末の92.3%に対し、賃金協約基本報酬では92.8%であった。東独地域と西独地域の賃金格差はわずかに縮んだものの、依然として大きい。

2002年の賃金協約交渉では、賃金上昇のほかに質的な成果も見られた。例えば、化学産業の労働協約の当事者双方は、企業業績にストックオプション制度を導入することで合意した。この制度では、賃金協約に基づく月額報酬の125%から80%の間でストックオプションが認められている。

金属産業では、同種の仕事に従事する労働者と職員の給与体系を統合する報酬基本労働協約(ERA)(17の分類)が締結された。

IV. 労働行政

1. 労働市場政策

労働市場政策により、過去数年間にわたり、失業者数の大幅な増加が食い止められた。2002年は180万人以上が労働市場政策の対象となった。これは2001年より1万5000人多い数字である。労働市場政策に連邦雇用庁は総額221億ユーロの支出を行っている。

重要な施策は以下のとおりである：

- 継続職業教育の支援に33万1600人が参加。
 - 年間平均17万9000人の就労者の雇用創出措置。これは前年より19%少ない。
 - 第1労働市場における雇用創出のための直接支援、対2001年で5%の増加となる年間平均22万2300人の参加。
 - 早期退職勧奨制度(民法典第III編第428条)の利用者数は29万1000人で前年比29%の増加である。
 - 第1労働市場における雇用のための直接支援は、2002年に特にその重要性を高めた。年間平均で22万2300人が支援対象となったが、これは対前年で5%の増加に相当する。これらの措置には、特に自営業の受け入れを支援する一時金、並びに統合補助金が含まれる。雇用者が失業者を1人採用した場合、雇用者が受け取る賃金コスト補助が重要となる。
 - 若年失業対策のための緊急プログラムに、年間平均で8万5900人、2001年よりほぼ2%多くの若者が参加。
- 労働市場政策における緩やかな方向転換が確認できる。第2労働市場における雇用促進のための支出が制限される一方で、第1労働市場での雇用を促進する対策のために積み直しが行われている。

2. 労働市場政策における改革ステップ

労働市場政策の改革を求める声は2002年にさらに高

まった。政府はこれに応じ、連邦雇用庁の包括的再編、および労働市場政策の新構想に着手した。連邦雇用庁の統計に誤りを見つけられたことが発端となり、同庁では以下の活動を開始した。

(1) 3月末に連邦雇用庁の運営改革を実施。以降、同改革は雇用庁長官と自治担当関係の名誉職の幹部ではなく、3人の専任職からなる理事会により率いられる。理事会ならびに連邦雇用庁は51人から21人に大幅に削減され、3つの機関(使用者団体、労働組合、並びに公共団体の代表)によって監督される。

(2) 政府は、緊急雇用対策として、失業者により良質の仲介業務を提供するため、2002年3月末に職業紹介券の発行を導入した。失業者並びに雇用創出措置の対象者は、失業状態が3カ月続いたならば、民間の職業紹介所への相談を要求することができる。

(3) ハルツ委員会の提案には、公共職業安定所と企業の共同作業改善のための数多くの革新的アプローチが含まれているが、賃金協約による保護等の公的制度と企業のより柔軟な姿勢が補完して労働市場を強化する必要がある。13の提案の中心的な構成要素は下記のとおりである。

- 各公共職業安定所に人的サービス機関(PSA)を設立する。このPSAは労働協約の条件に基づき、失業者を派遣労働者として仲介する。
- 各公共職業安定所はジョブ・センターとして改編される。このジョブ・センターは将来、あらゆる労働市場関連のサービスを地域レベルで提供する。
- 労働者は将来、解約告知を受けた段階で失業の可能性を報告する義務を負う。
- 職場の斡旋はあらゆる手段を用いて迅速に進められなければならない。
- 新しい労働契約を結ぶために、地理的、社会的、機能的な負担限度の基準が新たに定義されなければならない。失業手当の待機期間の設定にはより入念な検討が必要である。
- 新規雇用確保および不正就労撲滅のために「私会社」を活用。これは年間報酬2万5000ユーロを限

度とする一種のミニ・ジョブで、10%の一律課税で完全社会保険加入義務を負う。

- 経営危機に陥っても従業員を解雇を放棄し、労働時間短縮により雇用継続を保証する企業には、失業保険給付の際にボーナスが支給される。

(4) 第1法案では、ハルツ構想のいくつかの部分が迅速に実施された。これは特にジョブ・センター、PSAの設立、ミニ・ジョブの拡大、並びに「私会社」の導入に当てはまる。

ミニ・ジョブ

不正就労の削減と新規雇用の創出を目的に、2003年4月から月額400ユーロまでの所得は課税と保険料の免除を受ける。一般の雇用者は25%の保険料、家事労働に近いミニ・ジョブ従事者は12%を負担する。月額401ユーロから800ユーロの間の所得は「スライド・ゾーン」に含まれ、このゾーンに含まれる被雇用者が支払う社会保険料は段階を追って4%から21%までスライドする。雇用者は常に21%の保険料を全額支払わなければならない。雇用者はこのための経費を年間510ユーロまで控除対象とできることで、ミニ・ジョブの拡大が支援される。

「私会社」

連邦雇用庁は2003年1月からいわゆる私会社も助成している。この助成金は給付受給者と雇用創出措置への参加者を対象としている。対象者が自営業者となった場合、その所得が年間2万5000ユーロを超えないことを条件に、3年間にわたって(1年目は600ユーロ、2年目は360ユーロ、3年目は240ユーロ)補助金が支給される。

V. 労使関係

労働協約をめぐる労使対決が公の場で非常に矛盾した形で行われていたにもかかわらず、ストライキの発生件数だけを考えれば、労使関係は改善している。金属産業およびエレクトロニクス産業、また建設主体産業において、ストライキが行われた。全体ストライキではなく、異なる企業が合計で9日間ストライキを行うという金属産業労組の新柔軟性構想により、損害はわずかにとどまっ

た。建設業では平均すると2万人の就労者が7日間以上ストライキを行った。これにより損失された労働時間数は、連邦統計庁によると、2002年第2四半期で就労者一人当たり0.1時間であった。したがって経済活動全体にはほとんど影響を及ぼすことはなかった。

1. 労働組合の加盟者数の推移

ドイツ労働組合連盟(DGB)における労働組合の加盟者数は変わりつつある。8つの個別労働組合では、2002年19万8997人の加盟員が脱退した(2001年は32万3792

人の加盟員が脱退)。若年者の労働組合に対する関心が再び高まっている、と金属産業労組会長のクラウス・ツヴィツケルはDGBの連邦代表の非公式会合で報告した。統計によると、2002年末にDGBの加盟労組に770万人が加盟している。

2003年の加盟者数がマイナスに転じた背景には、厳しい経済状況とそれに伴う失業率の上昇がある。

注) この数値が上述の失業率9.8%からずれる場合は、社会保険加入義務のある就業者を基礎とした、より高い数値が算出されていることが関係しており、したがって就業者すべてを含んでいないことによるものである。